119

事業者排出量削減計画書(新規)・変更)

| | · Control of the cont |
|------------------------|--|
| (あて先)京都府知事 | 福小通潭株式会社宏都 |
| 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) | 氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名。記名即印又は著名 |
| 京都市南区上鳥羽岩ノ本町72 | 氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名。記名。神田文は著名 支店長 次 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ |
| 小师中的巨工局列后了不可以 | 電話 075 - 68/ |

京都府地球温暖化対策条例第18条第1項(第18条第2項、第18条第3項)の規定により提出します。 特定事業者の 貨物自動車運送事業 主たる業種 □ 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者(大規模エネルギー使用事業者(原油に換算 該当する事業 者要件 して1,500キロリットル以上)) ☆ 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者(大規模運送事業者(トラック又 はバス100台以上/タクシー150台以上/鉄道車両150両以上) 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者(その他の温室効果ガスの大規模排出事 業者(二酸化炭素に換算して3,000トン以上)) 平成 期 間 20年 3 計 画 基 本 方 効率的な輸送、エコドライフでの実施によって燃料消费電を削減しCO2排出 低減せせる 推進体 設置と実施計画の策定 CSR推進室を中心とした支店内の対策管理体制の 年度ごとの具 年度 設備、対象、工程等 体的な取組及 アコレの設定温度の徹底 事務門、構切 こまめな消火丁と び措置 急発進急停車急ファレーキの子がまりやアイドツング、ストップのタイヤの 輸送車面 空気圧の、腐性化によりエコ 温室効果ガス 基準年度 (実績) 目標年度(計画) 削減率 (19) 年度 (17) 年度 (計画) の排出量等 排出区分 (二酸化炭素換算 (t)) (二酸化炭素換算 (t)) (%) 341.865 A 事業所等排出区分 342,651 -0.2 % t t 332.098 1/3/012 B 輸送車両排出区分 t t % -15./ C その他排出区分 % t. t 排出合計 747 1472,877 % t t -/2 その他の地球 目標年度 (計画) 対策等の区分 温暖化対策に 取組量等 (二酸化炭素換算 (t)) よる温室効果 森林の保全及び整備 (整備面積) ha (吸収量) t ガスの削減量 府内産の木材の利用 (利用量) (削減量) m³ t 等 自然エネルギーを利用した電 (売電量) (削減量) t kwh 力又は熱の供給 (熱供給量) GJ (削減量) t グリーン電力の購入 (購入量) kwh (削減量) 削減量等合計 * 3 削減率 (計画) 差引排出量 基準年度 (実績) 目標年度 (計画) (排出合計-削減等合計) 1674.749 (+2) - (+3) 1472.877 t 特記事項 14-4。マイナス 6%」に参加し企業全体で地球温暖化路にに取り組んで あります。 連 絡 先 担 当 部 署 担 者 名 氏 住 所 묶 電 話 番 ファクシミリ番号

- 注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 - 2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度をいいます。
 - 3 「事業所等排出区分」とは、京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは、自動車選送事業者については使用の本拠の位置を京都府内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは、上記以外の京都府内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。
 - をいいます。 4 「特記事項」には、平成2年度(1990年度)を基準とした排出量の対比やエネルギー原単位CO2排出量、省エネ製品開発など他者の温室効果 ガス排出削減への貢献、グリーン調達の採用、特定フロンなどの条例指定外の温室効果ガスの削減などを記入してください。